

「東京都社会的責任調達指針」に係る特記仕様書

(東京都社会的責任調達指針の遵守)

第1条 本契約の受注者又は受託者は、本契約の履行に際し、東京都が別途定める「東京都社会的責任調達指針」(以下「調達指針」という。)(https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/20240716_SR_shishin)の内容の理解に努めるとともに、調達指針を遵守しなければならない。

(誓約書の提出)

第2条 本契約の受注者又は受託者は、本契約の締結に当たり、「誓約書」(https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/SR_seiyakusyo)の内容に同意の上、契約書に綴じ込み提出しなければならない。